

意見書案第 2 号

道路の整備促進を求める意見書

道路は、市民の生活や活力ある経済・社会活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民の安全・安心を確保するためになくてはならない社会基盤であり、地方創生の実現には道路整備の推進が必要不可欠である。

本市は、北陸地方と京阪神や東海圏とをつなぐ交通の要衝であるが、市道整備をはじめ、本市の道路ネットワークを構成する一般国道や県道の整備はいまだ十分とは言えず、一層の道路整備の促進が求められている。また、防災・減災対策としての広域交通網の強靱化も重要となっている。

さらに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）による補助率等のかさ上げ措置については、平成 29 年度までの時限措置となっており、平成 30 年度以降、この措置が廃止されることになれば、道路整備の推進に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会および政府におかれては、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 平成 30 年度予算において、必要な道路関係予算の総額を確保すること。また、道路整備に係る補助制度の拡充等、財政措置を充実すること。
- 2 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成 30 年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

国土交通大臣 宛

長浜市議会議長